国立三瓶青少年交流の家利用細則

制定　令和５年７月１１日

（趣旨）

第１条　独立行政法人国立青少年教育振興機構国立三瓶青少年交流の家（以下「当所」という。）の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（予約）

第２条　当所を利用しようとする者は、次の表に定めるときは先行予約申込みをすることができる。

区　　分	受付期間
①　学校の教育課程による宿泊を伴うとき ②　県又は市町村教育委員会の主催事業による宿泊を伴う利用のとき ③　100 人以上のスポーツ若しくは文化活動又は学校の部活動による宿泊を伴うとき	前年度の４月１日から４月３０日までとする。

２　前項の先行予約を受け付けたときは、当所職員が利用調整を行い、調整結果を前年度の６月３０日までに先行予約申込みをした者に通知するものとする。

３　第１項及び第２項に定める先行予約申込み以外により当所を利用しようとする者は、次の表に定めるとおり予約申込みをすることとする。

区　　分	受付期間
宿泊利用 （先行予約申込みを除く。）	前年度の７月１日から利用日の７日前までとする。
日帰り利用	利用日の１か月前から当日までとする。

（利用の申込み）

第３条　前条に定めるとおり予約した当所を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を次の表に定める受付期間内に所長に提出するものとする。

区　　分	受付期間
宿泊利用	予約した日から別に定める日（利用日の約２か月前）までとする。
日帰り利用	予約した日から当日までとする。

（利用の承諾の通知）

第４条　所長は、前条の申込みがあった場合は、当所の利用申込審査要領に基づき、団体登録（初回又は第１３条第２項に基づく団体登録抹消後最初の利用申込みであるときに限る。）及び利用申込みの審査を行い、団体登録の可否を判断する。可としたものについ

ては申込みのあった活動内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、 施設・設備等の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

（利用者の入・退所等）

第５条　利用者の入・退所時間は、原則として９時３０分から１６時３０分までの間とする。

２　利用者は、当所の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

（標準生活時間）

第６条　利用者は、所長が定める標準生活時間（別表）により生活するものとする。ただし、学習時間の確保等特別な事由があると所長が認めた場合は、この限りではない。

２　前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

（宿泊室等の清潔保持）

第７条　利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

（食事等）

第８条　利用者の食事は、当所が委託する食堂業者が提供する食事を摂るものとする。ただし、特別の理由があると所長が認めた場合は、この限りでない。

２　前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

第９条　利用者の飲酒は、所長が別に定める基準に従うものとする。

２　利用者は、館内で喫煙してはならない。ただし、屋外の所定の場所で喫煙することができる。

（破損亡失の弁償責任）

第１０条　利用者は、故意又は重大な過失により、当所の施設又は設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責めを負うものとする。

（諸規則等の遵守等）

第１１条　利用者は、当所の諸規則等を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

２　所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

（利用承諾の取消）

第１２条　所長は、当所を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第４条の承諾を取り消すことができる。

一　利用規則第４条各号及び前条第１項に違反するおそれがある場合

二　その他所長が特に必要と認めた場合

（利用申込みの受付制限及び団体登録の抹消）

第１３条　所長は、第４条による利用を否とする決定及び前条による利用承諾の取消しが行われた利用団体（個人で当所を利用する者を含む。）について、期間を定めて利用申込

みの受付を制限することができる。

２　前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消しの前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、団体登録の抹消をすることができる。

（雑則）

第１４条　この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

（附則）

１　この細則は、 令和５年７月１日から施行する。

２　国立三瓶青少年交流の家利用内規（平成１８年４月１日制定）は、廃止する。

別　表

標　準　生　活　時　間

<table>
<tr><td>6:30</td><td>7:00</td><td></td><td>7:40</td><td>9:00</td><td>12:00</td><td>13:20</td><td>17:10</td><td>17:30</td><td>19:00</td><td>22:00</td><td>22:30</td></tr>
<tr><td>起
床</td><td>朝のつどい</td><td>クリーンアップタイム（清掃）</td><td colspan="5">朝食
昼食
入所手続き(9:30～16:30)
退所点検
研修活動</td><td>夕べのつどい</td><td colspan="2">夕食
入　浴
研修活動</td><td>就寝準備
就
寝</td></tr>
</table>